



天塩町創業・事業承継支援補助金 申請の概要



天塩町では、地域の雇用や地域活動の衰退を防ぐため、町内での創業や事業承継を促進し、地域産業の振興や地域社会の発展に寄与することを目的に、創業(第二創業を含む。)又は事業を他者に承継する際に発生する経費の一部を補助する「天塩町創業・事業承継支援補助金」制度を創設しました。

対象者

次の全ての項目に該当する方

- (1) 町内に住所を有する(見込み)の個人及び町内に事務所又は事業所を有する(見込み)の法人
- (2) 補助金の申請日の属する年度の末日までに創業等を行うこと
- (3) 許認可等が必要な業種の場合には、それらを創業等の日までに取得していること。

上記対象者に該当する場合でも以下の方は補助対象外となります。

- ① 補助金の交付申請時に納期限の到来した町税、料等を完納していない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める者又はその他の反社会勢力である者及び関係を有する者
- ③ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を創業する者
- ④ 次の業種に該当する場合
〈農業、林業、漁業、金融業・保険業、医療(病院・診療所・歯科診療所)、風営法の規制対象となる風俗業等、競走場・競技団、競輪・競馬等予想業、興信所、集金業・取立業、易断所・観相業、宗教、政治・経済・文化団体〉
- ⑤ その他町長が適切でないと判断する事業を実施しようとする場合

補助率等

対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数切捨て、300万円上限)

補助対象経費については次ページを参照してください。

補助対象

個々に判断することになりますが、基準は次のとおりです。

- ・創業等に必要な官公庁への申請書類作成等に係わる経費
- ・開店準備期間の店舗賃貸料
- ・開店に伴う店舗の改装経費
- ・前事業者使用の機器類を継続して使用する場合の整備経費
- ・前事業者使用の不要機器類を処分する場合の経費
- ・事業に必要な機器類の購入経費
- ・土地、家屋等不動産の購入にかかる経費 など

区 分	対象となる経費
創業等に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費など
不動産購入経費	土地・家屋等不動産の購入に係る経費
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗、事務所、駐車場の賃借料 ・借入に伴う仲介手数料 ※住宅共用にあっては店舗占有部分のみ ※開業後の賃借料は対象外
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗、事務所の開設又は事業承継時の改装費用 ・車両の購入費及び改造費 ・事業に必要な備品類等の購入経費(5万円以上のもの)
原材料費	試供品、サンプル品の製作に係る経費

区 分	対象となる経費
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る広告宣伝費 ・宣伝に必要な外部人材派遣費用 ・事業説明会等の開催費用
在庫処分費	<p>第二創業の場合に、既存の事業における不要在庫の処分費</p> <p>※補助対象期間中に契約の締結が必要</p> <p>※処分及び支払が補助対象期間中に完了すること</p>
処分費	<p>第二創業の場合に、既存事業の廃止に伴う機械装置等の廃棄処分費</p>
修繕費	<p>第二創業の場合に、既存の事業において使用していた土地や建物、設備機器等を修理して原状回復するために支払われる経費</p>
原状回復費	<p>第二創業の場合に既存の事業において使用していた土地や建物、設備機器等を修理して原状回復するための費用</p>
委託費	<p>事業遂行に必要な業務の委託経費</p>

申請フロー



制度の詳細については、「天塩町創業・事業承継支援補助金交付要綱」をご覧ください。